

大分県報

令和五年

第三七八号

一月二十七日

（金曜日）

目次

告示

土地改良法による土地改良施設管理規程の変更認可……………一

告示

大分県告示第四十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第五十七条の二第三項の規定により、次のとおり土地改良施設管理規程変更を認可した。

令和五年一月二十七日

大分県知事 広瀬 勝貞

一 認可の年月日

令和五年一月十六日

二 認可を受けた土地改良区の所在地及び名称

豊後大野市大野町田中二千六百番四

大野町土地改良区

三 土地改良施設の名称

師田原ダム

四 管理規程の概要

- 貯水、放流又は取水に関する事項
- 点検及び整備に関する事項
- 緊急事態における措置に関する事項
- ダムを操作するため必要な気象及び水象の観測に関する事項
- その他必要な事項

令和五年一月二十七日

大分県報（告示）

一